

事業に対する被害を防止するための
特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関する
質疑応答集（行政機関向け）

本質疑応答集は、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年月29日付け警察庁丁保発第147号）に基づく特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関して、都道府県及び市町村での事務手続が円滑に行われるよう、警察庁、農林水産省と環境省が共同で作成したものである。なお、今後の問い合わせ等に応じて、項目の追加等を行う可能性がある。

問1 今般のハーフライフル銃の規制強化（狩猟又は有害鳥獣駆除の用途での所持関係）の概要とスケジュールを教えてください。

（答）

令和6年6月14日に公布された改正銃刀法により、ライフル銃の定義が変更され、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの（以下「特定ライフル銃」という。）が新たにライフル銃に含まれることとなりました。

このため、いわゆるハーフライフル銃（特定ライフル銃に該当）についてもライフル銃に含まれることとなり、従来のライフル銃と同様、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するために所持しようとする者にとっては、以下のイ～ハのいずれかに該当する者のみが所持許可の対象となり得ます。

イ ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者（ハに該当する者を除く。）

ロ 事業に対する被害を防止するためライフル銃による銃猟による獣類の捕獲等を必要とする者（イ又はハに該当する者を除く。）

ハ 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者

本改正部分については令和7年3月1日に施行予定であり、施行日以降、上記内容が適用されます。

なお、上記施行日以前に所持許可された特定ライフル銃については、施行日以降もそれまで同様の条件で引き続き所持することができ、所持許可の更新も可能です。

問2 被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者から都道府県公安委員会に対して「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃の所持許可申請があった場合のこれまでの運用と、今般の特定ライフル銃に係る特例的な運用との違いや関係性を教えてください。

（答）

改正銃刀法（本改正部分）の施行日以降、特定ライフル銃を所持しようとする被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、継続して猟銃の所持許可を受けている期間が10年未満でも、それぞれ市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者から推薦を受けることにより、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）（令和2年12月22日付け警察庁丁保第209号）」（以下「現行通達」という。）に基づく手続により所持許可を受けることも可能ですが、その場合、当該特定ライフル銃を使用できる範囲が、それぞれ、被害防止計画に定めた市町村における有害鳥獣駆除に従事する場合や、認定鳥獣捕獲等事業者の事業として鳥獣の捕獲等に従事する場合等に限定されます。

狩猟における特定ライフル銃の使用等、より広い地域や機会において特定ライフル銃の使用を希望する者は、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）（令和6年11月29日付け警察庁丁保第147号）」（以下「特例通達」という。）別紙の第1「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」（以下「特例①」という。）に基づく手続により所持許可を受けることで、都道府県による確認書（特例通達別添様式第2号）に記載された範囲で特定ライフル銃を使用することができます。

なお、特例①では、従来から対象としている認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に加え、鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に規定する法人の捕獲従事者も対象としています（認定鳥獣捕獲等事業者と鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に規定する法人を合わせて「認定鳥獣捕獲等事業者等」という。以下同じ。）。

市町村・都道府県におかれては、特定ライフル銃を所持しようとする被害防止計画捕獲従事者に対しては、その意向に応じて、当該市町村で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等を行うことで足りる場合は現行通達に基づく市町村の推薦書の発行について、それ以外の地域・機会でも特定ライフル銃を活用される場合は特例通達に基づき市町村の推薦書に加えて都道府県による確認書の発行について、必要な手続を行ってください。また、特定ライフル銃を所持しようとする認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者から都道府県に対して、都道府県による確認書の発行依頼があった場合は、特例通達に基づき必要な手続を行って下さい。

なお、都道府県におかれては、特例①を利活用した上で、さらに特定ライフル銃を活用した獣類の捕獲等が必要な場合は、特例通達別紙の第2「都道府県知事からの国に対する通知に基づく特定ライフル銃の所持許可の特例」（以下「特例②」という。）の活用も検討してください。

問3 特例①と特例②の違いを教えてください。

（答）

特例①は、ある都道府県で、被害防止計画捕獲従事者や一定の要件を満たす認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者として活動する者が、当該都道府県による確認を経ることによって、都道府県による確認書で認められた地域・区域内（都道府県全域の場合も含む）での活動まで特定ライフル銃の使用が可能となり、所持が認められる仕組みです。

それに対して、特例②は、都道府県が特定ライフル銃による対象獣類の捕獲が必要である旨を示す通知を発出することで、当該都道府県内外の狩猟者（被害防止計画捕獲従事者であることや認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者であることは問わない）が、通知を発出した都道府県内で行おうとする対象獣類の捕獲に特定ライフル銃の使用が可能となり、所持が認められる仕組みです。

[更問] 特例①を活用して特定ライフル銃を所持した認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者が当該特定ライフル銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することや、特例①を活用して特定ライフル銃を所持した被害防止計画捕獲従事者が当該特定ライフル銃を使用して認定鳥獣捕獲等事業者等が行う鳥獣捕獲等事業に従事することは可能か。

また、特例②を活用して特定ライフル銃を所持した者が、認定鳥獣捕獲等事業者等が行う鳥獣捕獲等事業や、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することは可能か。

（答）

上段（特例①）の場合は、都道府県確認書に記載された対象鳥獣や対象地域・区域等の範囲で可能です。下段（特例②）の場合は、都道府県が発出している通知の対象鳥獣や対象地域・区域等の範囲で可能です。

[更問] 特例①と特例②について、狩猟者登録による活動を行うことができる場面の違いはありますか。

（答）

特例①では、都道府県による確認書に記載された対象獣類や捕獲等すべき地域・区域等の範囲で、狩猟を行うことができます。

特例②では、都道府県が発出している通知の対象獣類や対象地域・区域等の範囲で、狩猟を行うことができます。

なお、いずれの場合も、事前に都道府県への狩猟者登録を行うことや、狩猟が認められた獣類以外の獣類は捕獲しない等、狩猟のルールに従う必要があります。

問4 特例通達による運用に係る都道府県の事務は、どの部署が担うべきでしょうか。

（答）

特例通達による運用において、都道府県は、

- （1）特例①における認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者や市町村との連絡調整や確認書の発行に係る事務や、
 - （2）特例②における事業被害防止の必要性に関する通知の発出等に係る事務
- を担うこととなります。

本事務を担う部署としては、鳥獣保護管理法に関する業務の所管部署や、鳥獣被害防止特措法に関する業務の所管部署が考えられますが、各都道府県において、関係部署間の協議等により、本事務を主として担当する部署を決定していただきますようお願いいたします。（なお、本事務の全てを一つの部署で実施していただきたいという趣旨ではなく、主担当となる部署を決めていただいた上で、一部の事務を他の部署と分担することは差支えありません。）

問5 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者が都道府県知事に対して確認を求め
る際の様式例を示していただきたい。【特例通達別紙 第1 3 (1)関係】

(答)

様式については、別添様式第1号を御活用ください。

[更問] 市町村長からの情報提供の様式を示していただきたい。

(答)

「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保第209号）の1審査要領（4）アに準じてください。

問6 被害防止計画捕獲従事者に、銃刀法第5条の2第4項第1号口に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、被害防止計画に「ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容」等を記入する必要がありますが、特定ライフル銃を所持させようとする場合はどうしたらよいでしょうか。【特例通達別紙 第1 3 (2)関係】

(答)

被害防止計画捕獲従事者に銃刀法第5条の2第4項第1号口に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として特定ライフル銃を所持させる場合は、被害防止計画の該当箇所への記入が必要です。

その際、特定ライフル銃に限定して所持させる等、特定ライフル銃とその他のライフル銃を区別して取り扱う場合には、そのことがわかるように記入してください。特定ライフル銃をその他のライフル銃と同様に扱う場合は、単にライフル銃として被害防止計画に記入していただくことで差し支えありません。

なお、このことについては、「「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」の一部改正について（令和6年11月29日付け6農振第1999号農林水産省農村振興局長通知）」も参照してください。

[更問] 被害防止計画への「ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容」等の記入について、現行の被害防止計画には記入しておらず、被害防止計画の次回の改定に併せて記入する予定ですが、その場合でも、被害防止計画捕獲従事者は特定ライフル銃の所持許可を受けられますか。

(答)

特例通達による運用が定着するまでの間（運用開始後3年を目途）について、被害防止計画への「ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容」への記載がない場合でも、必要に応じ都道府県公安委員会の担当者から都道府県又は市町村に連絡・調整等を行い、特定ライフル銃による捕獲等を実施する必要性等について確認されていれば、都道府県公安委員会において所持許可を行うことは可能です。

[更問] 「特定ライフル銃に限定して所持させる等、特定ライフル銃とその他のライフル銃を区別して取り扱う場合には、そのことがわかるように記入してください」とのことだが、具体例を示していただきたい。

(答)

市町村の判断となりますが、例えば、イノシシは生息しているがクマ類は生息していない地域で、ライフル銃までは必要でないが、イノシシへの対応として特定ライフル銃に限定して使用させるようにする場合等は、「●●●により、イノシシの捕獲等にあたっては特定ライフル銃を使用する」等が考えられます。

[更問] 被害防止計画捕獲従事者のうち、特定ライフル銃を使用した捕獲等を行う必要がある者の判断基準を示していただきたい。

(答)

従前のライフル銃の特例措置同様、当該協議会において対象鳥獣の捕獲等にあって特例ライフル銃が必要か否かや、当該者の事業被害の防止にかかる活動状況等を踏まえて判断して下さい。

問7 都道府県知事による確認において、「申請者が捕獲等しようとする獣類が、当該都道府県内において広く事業被害を生じさせていること」とは具体的に何を確認すればよいでしょうか。【特例通達別紙 第1 3 (1)エ及び(2)ウ関係】

(答)

まず「申請者が捕獲等しようとする獣類」については、基本的には、

- ① 申請者が被害防止計画捕獲従事者の場合は、推薦書発行市町村の被害防止計画に基づき当該従事者が特定ライフル銃を用いて捕獲等しようとする獣類（被害防止計画の「ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容」欄に記載する獣類）
- ② 申請者が認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者の場合は、推薦書を発行した認定鳥獣捕獲等事業者等が第二種特定鳥獣管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき特定ライフル銃を用いて捕獲等しようとする獣類

が該当します。なお、上記①、②の獣類に、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ及びツキノワグマの他、当該都道府県が、その区域において事業被害防止のためにハーフライフル銃による捕獲等が必要と判断する獣類が含まれていない場合は、聞き取りその他の方法により申請者に対して当該獣類を「捕獲等しようとする獣類」に含めるかどうか確認してください（当該都道府県の区域内でそれらの獣類が生息していない等の事情がある場合を除く）。

また、「当該都道府県内において広く事業被害を生じさせていること」については、事業被害とは農林水産業、生活環境、生態系等に対する被害であることから、都道府県内において、当該獣類が広く上記いずれかの被害を生じさせている場合に本要件に該当すると考えられ、具体的には、当該獣類について第二種特定鳥獣管理計画が定められているかどうかや、都道府県内の複数の市町村の被害防止計画の対象鳥獣となっているかどうかを確認することが考えられます。

問8 都道府県知事による確認において、「申請者が特定ライフル銃を用いて行う当該獣類の捕獲等の活動が、鳥獣管理保護法第11条第1項の規定に基づき行う狩猟も含め、当該都道府県における事業被害に対する被害の防止に広く資する活動であること」とは具体的に何を確認すればよいでしょうか。【特例通達別紙 第13(1)エ及び(2)ウ関係】

(答)

被害防止計画捕獲従事者や一定の要件を満たす認定鳥獣捕獲等事業者等（第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣保護管理法第14条の2第1項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）に基づく捕獲等事業を、当該都道府県又は管内の市町村が委託している法人）の捕獲従事者が行う対象獣類の捕獲等の活動であれば、本要件を満たす可能性があると考えます。

問9 都道府県知事が「都道府県による確認書」を作成する際、「対象鳥獣」、「捕獲等すべき地域・区域」、「捕獲等が必要と認められる期間」をどのような考え方に基づき定めれば良いでしょうか。【特例通達別紙 第13(1)エ及び(2)ウ関係】

(答)

「対象獣類」は、問7及び問8で記載した確認の結果、対象とすべき獣類を記載してください。

「捕獲等すべき地域・区域」は、それぞれの対象獣類による被害が生じている市町村の数・位置関係等を勘案して合理的な範囲を設定することとされていますが、その際、その時点で被害が生じていない市町村についても、近隣市町村での被害状況や当該対象獣類が移動してくる可能性等を踏まえ、「捕獲等すべき地域・区域」に含めることは差し支えありません。なお、当該都道府県内の過半数の市町村で対象獣類による被害が生じているような場合には、「全域」と設定することも考えられます。また、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合は、その管理が行われるべき区域となります。

「捕獲等が必要と認められる期間」については、期間を限定すべき特段の事情がなければ、上限の3年として差支えありません。なお、確認書の添付書類として第二種特定鳥獣管理計画や被害防止計画を添付する場合に、当該計画の残期間が3年に満たない場合であっても、計画期間終了後に当該対象獣類に係る第二種特定鳥獣管理計画や当該対象獣類を対象に含む被害防止計画を更新しないことが見込まれていないのであれば、3年として差支えありません。

都道府県におかれては、確認書の円滑な発行のため、対象獣類や捕獲すべき地域・区域等について、事前に検討するとともに、市町村に情報共有しておくことが望ましいです。

問 10 「事業被害防止の必要性に関する通知」の様式を示していただきたい。【特例通達別紙 第2 及び 事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通知）（令和6年11月29日付け警察庁丙保発第20号ほか）（以下「4省庁通知」という。）関係】

（答）

「事業被害防止の必要性に関する通知」の様式については、別添様式第2号を御活用ください。

[更問] 「事業被害防止の必要性に関する通知」の「対象地域・区域」はどのように設定すれば良いのか。

（答）

「対象地域・区域」は、当該都道府県の全域を対象として差し支えありませんが、例えば、一部島しょ部で対象獣類が生息していないこと等を理由に、都道府県の判断で当該島しょ部を対象から除くこと等が可能です。

問 11 「事業被害防止の必要性に関する通知」を発出する際の都道府県公安委員会や関係省庁への意見照会時の様式や、通知の発出時の様式を示していただきたい。【特例通達別紙 第2 及び 4省庁通知関係】

（答）

都道府県公安委員会への意見照会時の様式は別添様式第3号を御活用ください。

関係省庁への意見照会時の様式、及び通知の発出時の様式は、それぞれ別添様式第4号及び第5号を御活用ください。

[更問] 関係省庁への意見照会時及び通知の発出時において、文書はどこに送付すれば良いのか。

（答）

文書は、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室及び環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室宛てに送付願います。警察庁には農林水産省及び環境省から転送します。

問12 4省庁通知 1(3)を満たすことができるのは、具体的にどのような場合か。

【4省庁通知関係】

(答)

獣類の大きさや、反撃された場合の危険性等の獣類そのものの性質や当該都道府県における獣類を捕獲する方法を勘案し、特定ライフル銃を用いた単弾による捕獲の必要性が認められ、かつ、当該都道府県の区域内において特定ライフル銃が活用されている実態がある場合には、1(3)を満たすものとなります。

[更問] 4省庁通知 1(3)イ（特定ライフル銃が活用されている実態）として、通知を発出しようとする都道府県以外の都道府県に居住する者が、通知を発出しようとする都道府県において狩猟者登録する場合についても活用実態とすることはできるか。

(答)

活用されている実態として考慮することができます。例えば、通知を発出しようとする都道府県以外の都道府県に居住する者が、通知を発出しようとする都道府県において狩猟者登録をし、特定ライフル銃で狩猟をする件数については、通知を発出しようとする都道府県の区域において特定ライフル銃が活用されている実態を示すものと考えられます。

問13 特例②をシカ、イノシシ、クマ類以外の獣類にも適用すべきではないか。【4
省庁通知関係】

（答）

特例②の対象には特定ライフル銃を用いた単弾による捕獲の必要性がある獣類を想定しています。具体的な獣類として、獣類の大きさ、反撃された場合の危険性等の獣類そのものの性質や当該都道府県における獣類を捕獲する方法等を勘案し、現時点では、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ及びツキノワグマが該当すると考えています。

他方で、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ及びツキノワグマ以外でも、特定ライフル銃を用いた単弾による捕獲でなければ対応が困難な獣類による事業被害が発生することも考えられることから、どのような獣類に特例②を活用できるかという点については、都道府県における捕獲等の実情を踏まえた上で、必要に応じ、環境省、農水省及び警察庁において検討します。

問 14 ある都道府県で、特例②により都道府県知事から「事業被害防止の必要性に関する通知」が発出されている場合でも、当該都道府県の被害防止計画捕獲従事者又は認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者が、特例①により特定ライフル銃の所持許可を受けることは可能ですか。

(答)

可能です。